

議案第 38 号

志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年志摩市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 8 号とし、第 3 号を第 7 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (5) 特定個人情報ファイル 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 個人番号利用事務 法第 2 条第 10 項に規定する個人番号利用事務をいう。

第 2 条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号を第 3 号とし、第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人情報ファイル 法第 2 条第 4 項に規定する個人情報ファイルをいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (9) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (10) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号)の施行の日から施行する。